

木津川市公告第20号

木津川市保育所等紙おむつ納入等業務について、公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり公告します。

令和8年3月27日

木津川市長 谷口 雄一

記

1 業務の概要

- (1) 業務名 木津川市保育所等紙おむつ納入等業務
- (2) 業務内容・場所 別紙「実施要領」及び「仕様書」に定めるとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ※令和8年7月から令和9年3月までの9か月間の合計額である。
 - ※提案上限額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。提案見積金額がこの提案上限額を超えた場合は失格とする。
 - ※契約については、紙おむつ及びおしりふきの各規格1枚当たりの単価契約とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者（以下「応募者」という。）は、参加表明書及び企画提案書等書類提出期限日において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加表明書及び企画提案書等書類提出後においても、要件を満たさなくなった場合は参加を認めないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 木津川市の令和7年度及び令和8年度物品及び役務の提供等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。名簿に登録されていない場

合は、「6 参加申込みの手続き等（1）提出書類」の書類と合わせて次の書類を提出することができる者であること。

（ア） 登記事項証明書（写し可。法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。

（イ） 法人税、消費税及び地方消費税、木津川市税（木津川市税は市内業者に限る）の納税証明書（写し可。非課税の場合は、これに代わる書類）。

（ウ） 法人等の貸借対照表、損益計算書又は収支計算書及び株式資本等変動計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。

（3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（4） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

（5） 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（6） 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年告示第115号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（7） 国税及び木津川市税を滞納していない者であること。

（8） 本件に類似した乳幼児用紙おむつ納入等業務の実績を有すること。

3 担当課及び問合せ先

木津川市 こども未来部 保育幼稚園課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9

TEL : 0774-75-1212

FAX : 0774-72-0553

E-mail : kosodate@city.kizugawa.lg.jp

4 その他

詳細は、「実施要領」及び「仕様書」による。